

令和6年度 群馬県 やま・さと応縁隊

第2回公募

学生の力で中山間地域の活力を創出！



中山間地域の農業・農村は、私たちの生活を支え潤す多面的な機能を有しており、将来にわたり保全していく必要があります。

しかし、中山間地域は平坦地に比べて農業生産条件や生活条件が不利なことから、過疎化や高齢化が進展して農地等の荒廃が進み、地域機能の低下が懸念されています。

そこで、若い豊かな視点から地域資源を再評価し、地域の特色を活かした活性化への道筋を探る活動調査を実施します。

「やま・さと応縁隊」とは

県内の大学・短期大学の学生が中山間地域に入り、住民との交流やフィールドワークを通して、地域に根付く魅力を再発見し、地域内外への発信や活用方法の検討・提案を行うものです。

若い視点と大学の専門性を活かし、地域活性化への道筋を探ります。



中山間地域の集落

- ◆生活や農林業についての知恵・心優しい人々の宝庫
- ◆国民の生活を支え潤す多面的な機能
- ◆可能性を秘めた地域

やま・さと応縁隊

- ◆大学教員と学生からなるグループ
- ◆若々しい視点・行動力の発揮
- ◆大学の高い教養・専門性



- ◆活動調査を通じて「縁」を深め
- ◆若い視点で、中山間地域の活性化に向けた新たな提案をする

地域の方

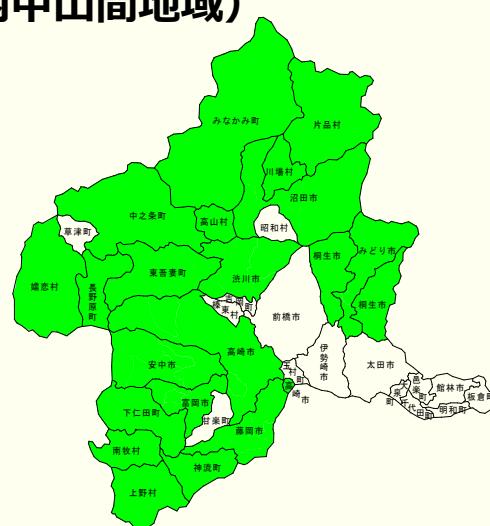
「大学生が来てくれるだけでも元気が出る。ここには何も無いと思っていたけど、学生さんの提案を活かしてみよう。」

大学の先生

「地域に合わせた自由で様々な取組ができる」「フィールドに出て、地域の人と交流することが楽しい、学びの場」

◆活動対象地域（県内中山間地域）

「山村振興法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の地域振興立法の3法指定地域のいずれかの地域が位置する市町村又はこれらの市町村と一緒に事業推進することが効果的な地域



※以下20市町村（全域）が対象です。

- ◆中部地域：渋川市
- ◆西部地域：上野村、神流町、下仁田町、南牧村、高崎市、藤岡市、富岡市、安中市
- ◆吾妻地域：中之条町、長野原町、嬬恋村、高山村、東吾妻町
- ◆利根沼田地域：片品村、川場村、みなかみ町、沼田市
- ◆東部地域：桐生市、みどり市

1. 活動調査の内容

(1) 活動調査の項目 次のいずれかに該当する調査を実施

ア 農業生産活動の継続に向けた地域資源の発掘や新たなメニューの提案

イ グリーン・ツーリズムや農泊など都市農村交流に向けた体験プログラムの提案

ウ その他、農業・農村の振興に資するメニューの提案

(2) 活動期間

令和6年8月頃（契約締結日以降）～令和7年2月末日

(3) 必須活動

ア 市町村役場との課題共有や地域住民との交流活動の実施（2回以上）

イ 中間報告会、成果発表会への出席及び活動成果の発表

ウ 活動調査報告書の作成・提出



地域交流



市町村や農業事務所等と打合せ



成果発表会

★★ 地域目線の活動

地域ニーズへの対応

地域住民との交流

★ 専門性・独自性

提案者の強みを活かした活動

新しい視点

事例 [ウ] その他、農業・農村の振興に資するメニューの提案



絹文化発信
パンフレット製作



アートの視点からお土産の開発とワークショップ

- アートプロジェクトを通じた農村交流と魅力発信
- 絹文化・食文化に関する方言の収集と活用



農業体験



フリーペーパー制作

- 学生向け果樹体験プログラムの開発
- 民宿開業支援とテントサウナ体験プログラム開発
- 地域資源体験ツアーと魅力発信イベント提案
- 子供向け体験メニューの企画・運営提案

2. やま・さと応縁隊の構成

● 県が公募を行い、応縁隊の構成、活動計画及び活動経費を審査の上、選定し、活動調査を委託します。

● 令和6年度は、最大で**6応縁隊**を選定します。➡

※（第1回公募により5応縁隊は決定しているため、第2回公募では最大1応縁隊を選定）

(1) やま・さと応縁隊の条件は、次のとおりです。

ア 群馬県内に通常常設しているキャンパスを有する大学、短期大学であること。

イ 大学等の指導教員と複数の学生で構成されていること。

(2) 以下の項目に該当する場合は、応募できませんのでご注意ください。

ア 同一の指導教員による応募は、1応縁隊までとします。

[参考]令和5年度以降の同一教員による同一地域における応縁隊の審査採用について

令和5年度からの実施期間が3期末満の応募者を優先します。詳しい採用方法については、
令和8年度公募時にお知らせします。



- ・ミーティング
- ・試作・制作作業等
- ・成果発表等
- ・提案等報告書作成

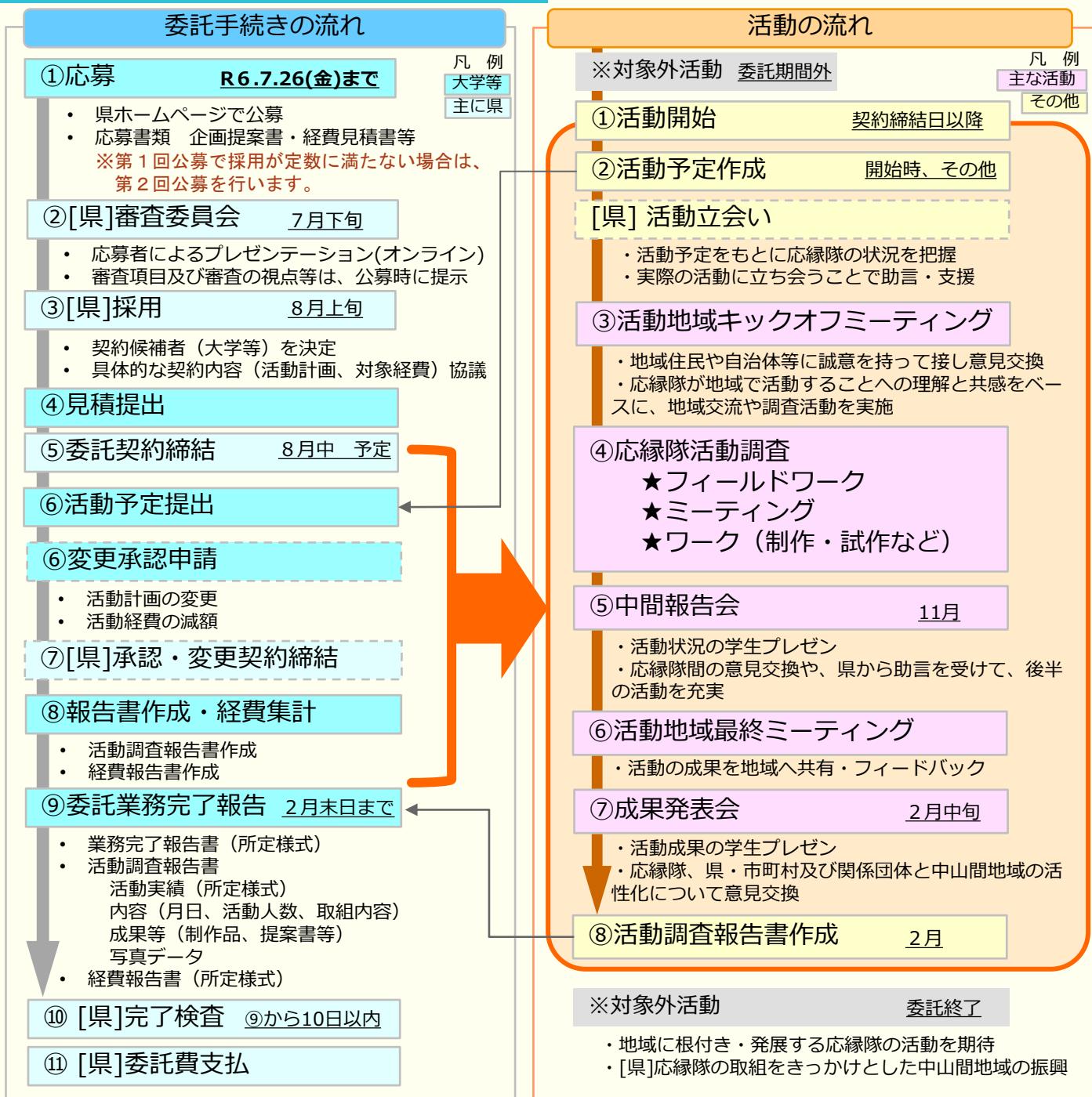


フィールドワーク

- ・地域資源調査
- ・地域交流
- ・市町村や地域団体との意見交換等(2回以上)



3. 委託手続き・活動の流れ



4. 活動経費（委託費）

- 1 応縁隊につき、**40万円（消費税及び地方消費税を含む）を上限**とします。
- 対象経費
 - 直接経費 {講師等の報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料}
 - 事務管理費（直接経費の上限10%まで）
- 活動地域における地域交流・活性化のための活動調査が対象です。以下**の費用は、対象外**です。

県外活動経費、宿泊費（12万円超過分）、報告書印刷製本費、複数年使用可能な資材・機器等購入費、被服購入費、委託料（12万円超過分）、講演会・研修会・学会等の参加費、交際費、食糧費等} ※物販等の収益は経費から控除